

独立行政法人国立病院機構姫路医療センターにおける テレビシステム・床頭台・コインランドリー等の設置・運営者の公募の公示

令和6年11月1日からの当病院内における入院患者等（以下「患者等」という。）のためのテレビシステム・床頭台・コインランドリー等の設置・運営者（以下「運営者」という。）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び貸付料等にかかる見積書（以下「見積書等」という。）を提出願います。

令和6年7月5日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構姫路医療センター

院長 河村 哲治

1. 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人国立病院機構姫路医療センターにおけるテレビシステム・床頭台・コインランドリー等の設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は、当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のためのテレビシステム・床頭台・コインランドリー等の運営の全般を実施する。

(3) 貸付（運営）期間

令和6年11月1日から令和13年10月31日（7年間）

本貸付契約は『定期建物賃貸借契約』を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はない。

(4) 履行場所 独立行政法人国立病院機構姫路医療センター

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画書及び見積書の提出者に要求される資格

独立行政法人国立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）及び独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）の規程によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ①独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則）第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。
- ②法人等を設立して5年以上経過しており、各事業について、各々良好な運営実績が3年以上あること。
- ③法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。（近年2カ年の財務諸表を提出すること。）
- ④不正及び不誠実な行為がないこと。
- ⑤現在、病院施設（病床数300床以上）において、同種の事業を（日常のメンテナンス作業も含む）の運営を担っていること。

(2) 企画書及び見積書を特定するための評価基準（詳細については別紙）

①企画書の提出者の能力

同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

②担当予定スタッフの能力

スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

③テレビシステムの運営方針等

運営方針・運営方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該運営に対する取組意欲

④運営者からの提案

設置するテレビ・床頭台等の機能性、安全性等

⑤販売手数料等見積の妥当性

3. 契約条項を示す場所

(1) 企画提案書及び見積書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

(土日祝日を除く 9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分まで)

〒 6 7 0 - 8 5 2 0 兵庫県姫路市本町 6 8 番地

独立行政法人国立病院機構姫路医療センター 企画課 業務班長

T E L (0 7 9) 2 2 5 - 3 2 1 1 内線 8 1 1 1

(2) 説明書の交付期間及び場所

①交付期間

令和 6 年 7 月 5 日 (金) から令和 6 年 7 月 2 3 日 (火) まで

(土日祝日を除く 9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分まで)

②交付場所

「 (1) 」に同じ

(3) 参加希望者の登録期限、場所及び方法

①登録期限

令和 6 年 7 月 2 4 日 (水) 1 7 時 0 0 分

②登録場所及び方法

「 (1) 」に同じ (別紙「応募申込書」を持参又は郵送)

4. 競争執行の場所及び日時

(1) 企画提案書及び見積書の受領期限

令和 6 年 7 月 2 9 日 (月) 1 7 時 0 0 分

(2) 企画提案書に基づくプレゼンテーションの日時及び場所

令和 6 年 8 月 2 日 (金) 1 5 時 0 0 分 姫路医療センター 会議室

(3) 見積書開封の日時及び場所

令和 6 年 8 月 5 日 (月) 1 4 時 0 0 分 姫路医療センター 会議室

5. その他の必要な事項

(1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は、無効

(2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 詳細は入札説明書による。